

札障第 4788 号

平成 29 年（2017 年）1 月 30 日

札幌市内指定特定（障害児）相談支援事業者 管理者 様

札幌市障がい保健福祉部長

嶋 内 明

### 計画相談支援の拡大に向けた取組みについて（通知）

札幌市では、障害福祉サービス等支給決定者に対して、指定特定（障害児）相談支援事業者（以下「指定事業所」という。）の数が不足しているため、指定事業所が作成する「サービス等（障害児支援）利用計画」ではなく、いわゆる「セルフプラン」による支給決定者が多い現状にあります。

指定事業所の数が不足している現状ではありますが、計画相談支援が真に必要と考えられる障がい者（児）にできるだけ計画相談支援を結びつけていくため、下記のとおり「計画相談支援の拡大に向けた取組み」を実施することといたしますので、ご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 運用開始日

平成 29 年 2 月 1 日

#### 2 計画相談支援の拡大に向けた取組みの詳細

##### （1）計画相談支援の新規対応件数の情報共有

指定事業所の計画相談支援の契約数（月 1 回、第 4 木曜日）及び新規対応可能件数（月 2 回、第 2・第 4 木曜日）を「指定特定（障害児）相談支援事業所 実績報告書（別紙様式 1）」にて事業所所在区へ報告願います。

新規対応可能件数につきましては、各区でとりまとめ（全市分は障がい福祉課でとりまとめ）のうえ、「計画（障害児）相談の新規対応可能件数について（別紙様式 2）」により、各区役所、委託相談支援事業所及び指定事業所間で共有し、指定事業所において計画相談支援の新規対応が困難な場合に、事業所間で調整を行う際に活用することとします（指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（以下

「基準省令」という。) 第8条「サービス提供困難時の対応」を順守)。

なお、計画相談支援の契約状況については、札幌市内部において、統計処理することを目的とし、指定事業所の個票については非公表の取扱いとします。

(2) セルフプラン原則不可者の一部拡大

以下のアからオについて、セルフプランを原則不可とします。ただし、エンパワメント(自分自身や家族の力で、自ら問題や課題を解決していくこと)の観点から、利用者の意思で希望する場合又は指定事業所が見つからない場合は、これまで同様にセルフプランによる提出を可とします。

また、運用開始日である平成29年2月1日前に更新申請勧奨を行っている支給決定者については、なお従前の例によることとします。

ア 障害支援区分認定が必要な障害福祉サービスを初めて利用する新規申請者(短期入所のみ7日/月以内の支給申請者を除く)

上記アの申請者については、総合支援法第22条第4号に規定する原則的な取扱いを適用します。

【想定数】

全市障害福祉サービス支給決定月平均増加数・・・81人

障害支援区分あり認定者全市平均・・・・・・・・・・・・・・53.4%

$81 \times 0.534 = 43$  人/月 ※ 全市 ⇒  $43 \text{ 人} \times 12 \text{ 月} = \underline{516 \text{ 人/年}}$

イ 札幌市内の療養介護・施設入所支援の計画相談支援以外の利用者 1,140人  
(理由)

療養介護は区分5以上、施設入所支援は原則区分4以上の重度者のため。

ウ 札幌市外の療養介護・施設入所支援・共同生活援助の計画相談支援以外の利用者 620人

(理由)

療養介護・施設入所支援は上記イと同様。

共同生活援助については、利用者の状態が変動した場合に、他市町村で入所していることから迅速に対応することが困難であること、また、札幌市より計画相談支援を利用できる体制が整備されていると考えられるため。

エ 重度障害者包括支援を新たに利用しようとする者 28.12現在 利用者 0人

オ 地域相談支援の利用者 28.12 現在 セルフプラン利用者 5人

(理由)

地域移行支援及び地域定着支援のいずれも重点的な支援を必要としているため。

(3) セルフプランから計画相談支援の切替え

計画相談支援が真に必要な障がい者(児)にできるだけ計画相談支援が結びつくよう、以下のアからウについて、セルフプラン(計画未作成者を含む)から計画相談支援への切替えを認めることとします。

ア 計画相談支援が必要な障がい者(児)の申請で、障害福祉サービスの支給決定を優先するためにセルフプランで申請し、支給決定後に計画相談支援に切り替えを希望する者

イ 障害支援区分認定が4以上で計画相談支援を希望する者

ウ その他区保健福祉部長が認める者

【計画相談支援が必要と認められる者の例示】

- ・変更申請により、サービスの種類、内容又は量に著しい変動がある者
- ・地域相談支援の対象者であるが、地域相談支援を利用しない(できない)者
- ・単身世帯で、自ら障害福祉サービス事業者との連絡調整が困難と認められる者
- ・世帯員全員が、70歳以上の高齢者又は障がい者である世帯
- ・保護者が障害者手帳を所持している児童

(4) 指定特定(障害児)相談支援事業の実施の働きかけ

障がい福祉団体等及び障害福祉サービス事業所に対して、本市の計画相談支援の現状の理解を求め、指定特定(障害児)相談支援事業の実施の働きかけを依頼していく予定です。

3 セルフプラン原則不可者の拡大に伴う実務対応

上記2-(2)のセルフプラン原則不可者の拡大により、指定事業者がただちに計画相談支援対応ができない場合、基準省令第8条に規定する「適当な他の指定特定相談事業所の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない」の「その他の必要な措置」の実務対応について、以下の取扱いを導入します。

(1) 指定事業者は、「計画相談支援候補者」として、セルフプラン作成の補助を行い、

当該事業所が提出するセルフプラン（セルフプラン様式の右上に、朱書きで「※計画相談支援予定者 相談支援事業所名：〇〇〇」と記載）については、各区において「当該事業所における計画相談支援候補者のセルフプラン」として受理します。

- (2) 各区は、(1) について従来通りセルフプランで支給決定を行います。
- (3) 障害福祉サービスの支給決定後、指定事業者は次回更新時までの任意の時期に計画相談支援に関する必要書類を作成します。
- (4) 指定事業者は、必要書類作成後、計画相談支援給付費等支給申請の手続きを行います。
- (5) 各区は、サービス等利用計画(案)の内容を確認し、支給決定に必要な書類等の精査を行った後、支給決定済の障害福祉サービス等の終期を確認のうえ、最適な終期を設定し、計画相談支援の廃止(セルフ)・給付決定(計画相談支援)を行い、受給者証を交付する。

#### 4 セルフプラン様式の改訂

セルフプラン様式の改訂を予定（平成 29 年 4 月）していますが、改訂前に更新申請勸奨等のために送付（交付）されたセルフプラン様式は、改訂後も提出を可とします。

#### 5 その他

計画相談支援の拡大への取組みに伴う事務取扱マニュアルの改訂は別途通知します。

#### 6 添付資料

- (1) 関係法令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙
- (2) 指定特定（障害児）相談支援事業所 実績報告書（様式）・・・・・・・・別紙様式 1
- (3) 計画（障害児）相談の新規対応可能件数について（様式）・・・・・・・・別紙様式 2

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目  
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部  
障がい福祉課 担当：小坂  
TEL011-211-2936 FAX011-218-5181  
E-mail [syurou-soudan@city.sapporo.jp](mailto:syurou-soudan@city.sapporo.jp)